



福岡県の最低賃金改定のお知らせ

令和6年度に改正された福岡県の最低賃金は以下のとおりです。

地域別最低賃金（1時間あたり）		効力発生日
福岡県最低賃金	992 円	10月5日
特定最低賃金（1時間あたり）		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,106 円	12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,071 円	
輸送用機械器具製造業	1,081 円	
百貨店、総合スーパーマーケット	1,000 円	
自動車（新車）小売業	1,066 円	

- ・これらの特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金（1時間992円）が適用されます。
- ・最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。

▶問合 福岡労働局労働基準部 賃金室 ☎092・411・4578

放送大学
入学生募集のお知らせ

放送大学は、2025年4月入学生を募集しています。

10代から90代の幅広い世代の学生が、大学を卒業したいなど、様々な目的で学んでいます。

資料を無料で差し上げていますので、お気軽にご請求ください。

▶出願期間 第1回

2月28日(金)まで

▶出願期間 第2回

3月1日(土)～3月11日(火)まで

▶問合・資料請求

放送大学福岡学習センター

☎092・585・3033

放送大学北九州サテライトスペース

☎093・645・3201

償却資産（固定資産税）
の申告について

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産のことで、事業を営んでいる人は申告の義務があります。

▶対象資産

会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、器具、備品、などの資産（1月1日現在）

▶申告期限 1月31日(金)



環境保全セミナー 開催

▶日時 2月8日(土)

13時30分～16時30分
※13時～受付開始

▶場所 イイヅカコミュニティ
センター2階 展示ホール

▶対象者 環境保全活動をされている方や興味がある方

▶内容 NPO 法人北九州・魚部や一般社団法人まほろば自然学校による講演やトークセッション

▶申込期間

1月10日(金)～2月3日(月)

▶申込方法 2月3日(月)までに下記項目を電子メールまたはFAXでお知らせください。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 連絡先（電話、電子メール）
- (4) 所属団体名
- (5) パネル等展示希望の有無

▶申込・問合 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 地域環境課

☎21・4975

FAX 23・4162

Mail kahokurate-hhe-kankyo@pref.fukuoka.lg.jp

トウキツネと学ぶ！
遺言・相続のはなし

令和6年4月から義務化された相続登記や遺言についてのセミナーおよび司法書士による無料相談会を開催します。

▶日時等 2月15日(土)

①福岡法務局・司法書士による
相続・遺言セミナー

13時～14時

②司法書士による面談相談

14時30分～16時

▶予約・定員

①予約不要。定員約50名

②要予約。定員12組。1組30分。
予約期間は2月3日～2月14日

▶場所

イイヅカコミュニティセンター内
中央公民館 学習室303

▶問合・予約

福岡県司法書士会事務局

☎092・722・4131

（平日のみ。10時～16時）

FAX 092・714・4234

または、予約WEBサイト
（福岡県司法書士会で検索）



消費者ホットライン 188

消費者ホットライン188は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害に遭った」「お試し購入のはずが定期購入契約になっていた」、「不審な電話がかかってきた」、「豪雨で雨漏りし修理したがさらにひどくなった」などのトラブルで困っていませんか？そんなときは一人で悩まず、消費者ホットラインにご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

▶相談電話番号

☎188（いやや）※市外局番なし